

1：新千葉市文化芸術振興計画策定の趣旨

①計画の目的

これまで本市では、文化芸術振興における理念や基本目標を定めた「千葉市文化振興マスタープラン」のもと第1次・第2次千葉市文化芸術振興計画を推進してきたが、マスタープランを策定してから20年以上が経過し、本市の文化芸術を取り巻く状況等が大きく変化していることを鑑みて、新文化芸術振興計画において、新たな基本理念、基本目標を定め、それを実現するべく、文化芸術施策を総合的かつ効果的に推進することを目的としています。

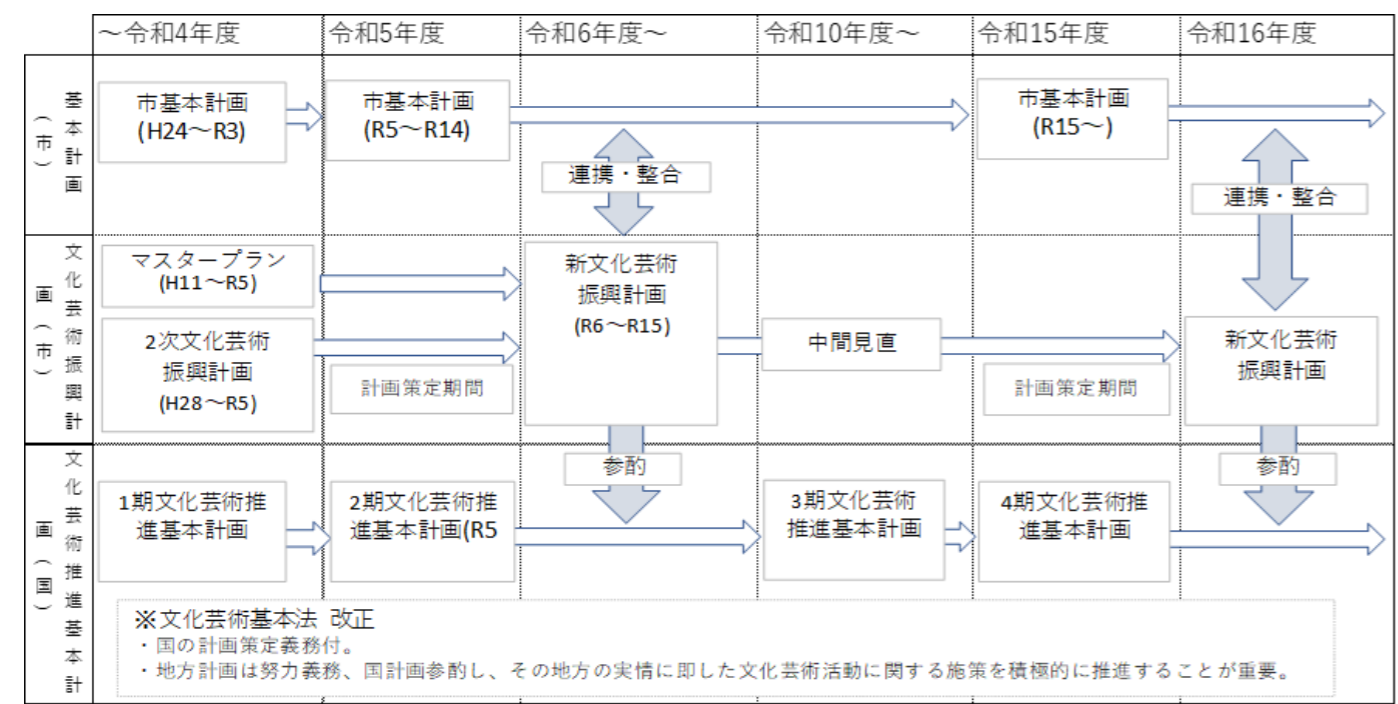
②計画の位置づけ

千葉市文化芸術振興計画は、関連する法律や計画等と調和を図りながら、千葉市基本計画の個別部門計画として、また、文化芸術基本法第7条の2第1項の規定に基づく地方文化芸術推進基本計画として策定するものです。

③計画の期間

上位計画である千葉市基本計画や国の計画である文化芸術推進基本計画の計画期間を踏まえ、令和6年度から令和15年度までの10年間とします。ただし、社会状況の変化や市民のニーズに柔軟に対応できるよう、令和10年度を目途に検証と評価を行い、その結果に応じて見直しを行います。

※参考※ 新千葉市文化芸術振興計画の位置づけと計画期間等



2：第2次千葉市文化芸術振興計画策定後の千葉市の文化芸術を取り巻く状況

①社会状況の変化

- ・デジタル化の急速な進歩や技術革新による創造空間の創出は、生活様式だけでなく文化芸術の活動形態やニーズに大きく影響を与えている。
- ・深刻な少子高齢化は、文化芸術の担い手不足による地域文化の衰退や、いずれは美術館等の来館者数にも大きな影響を与える恐れがある。
- ・文化芸術が、多様性・包括性・持続可能性をキーワードとした新しい社会の実現に大きく貢献することが国際的にも共通認識となりつつある。
- ・昨今のコロナ禍において、行動変容等による人々の心理的な距離も生まれるなか、文化芸術は人々に安らぎを希望を与えるものとして、改めてその価値が世界で認識された。

②国の動向（法改正・法設立）

- ・文化芸術基本法改正(平成29年6月23日)
- ・博物館法の一部を改正する法律(令和5年4月1日)
- ・文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成31年4月1日)
- ・文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律(令和2年5月1日施行)
- ・障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(昭和30年6月13日)

資料2-①

③国の第2期文化芸術推進基本計画について

令和5年度から5年間を計画期間とする第2期文化芸術推進基本計画では、第1期文化芸術推進基本計画から中長期的視点を基本的に踏襲しつつ、新たな重点取組を掲げています。

- 【第2期文化芸術推進基本計画における今後の文化芸術施策の目指すべき姿（中長期的視点）】
- 目標1：文化芸術の創造・発展・継承と教育・参加機会の提供
  - 目標2：創造的で活力ある社会の形成
  - 目標3：心豊かで多様性のある社会の形成
  - 目標4：持続可能で回復力のある地域における文化コミュニティの形成

- 【第2期文化芸術推進基本計画における重点取組】
- ・子供たちの文化芸術鑑賞、体験機会の確保や文化芸術に継続して親しめる機会の確保などに取り組む「文化芸術を通じた次代を担う子供たちの育成」
  - ・誰もが文化芸術活動に参画しその価値を享受できる環境の整備や多様な価値観の形成と共生社会の実現などに取り組む「多様性を尊重した文化芸術の振興」
  - ・専門的人材を配置し、市民やアーティスト、学術機関や民間企業等と連携して文化芸術振興を語る文化芸術振興拠点の推進や、文化芸術によるまちづくり、また、地域の文化資源の効果的な活用などに取り組む「文化芸術を通じた地方創生の推進」
  - ・文化芸術のデジタル・アーカイブ化を推進し保存・活用に取り組む「デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進」
- 等

④本市の取組（第2次千葉市文化芸術振興計画期間中）

- 【新たな文化芸術事業の実施】※主なもののみ
- ・様々なジャンルのアーティスト等を講師に新たな文化芸術活動を実践する体験創造ワークショップ(H28年度～)
  - ・市内高校生の軽音楽活動の練習や発表の場を支援するCフェス(H28年度～)
  - ・ポップカルチャーを広く振興するため『初音ミク「マジカルミライ」』開催でのコラボレーション事業(H29年度～)
  - ・本市の若者文化、音楽文化の振興のため、市内で開催される大規模野外音楽フェス『JAPAN JAM』と連携し、市内の若者の出場機会を設ける「ROAD TO JAPAN JAM」(H29年度～)
  - ・障害者のある人もない人も一緒に表現するファッションショー等のイベント「チバリアフリーアートプロジェクト」(H28年度～)
  - ・重点プロジェクトとして「東京オリパラ大会を契機とした文化芸術施策の発信強化」を掲げていたことから、文化プログラムとして「千の葉の芸術祭」を開催した(R3年度) ※令和4年11月公表「千葉市芸術祭基本構想」にて今後定期的で開催することとされている。

- 【コロナ禍における文化芸術活動への支援】
- ・市文化施設の各ホールでの利用料金を免除する「文化芸術発表支援事業」、市民が安心して鑑賞できる文化芸術鑑賞事業の事業費を補助する「文化芸術鑑賞イベント支援事業」、ライブハウス等の事業者が公演等映像を有料で配信する場合に必要な物品購入等を補助する「動画配信環境整備助成事業」を実施(R2年度)

- 【文化施設の再構築の取組】
- 平成27年度実施「千葉市文化施設の再構築に関する基礎調査」の文化施設に関する再構築の基本的な考え方を踏まえ、
- ・施設の維持管理のコスト増等を理由に千葉市文化交流プラザ（京葉銀行文化プラザ）を廃止(H29年度)
  - ・質の高い美術作品が鑑賞や体験できることで文化面からの集客を図ることを目的に市美術館のリニューアルオープン(R2年度)、
  - ・市民会館を再整備するにあたって市の文化芸術を発展させながら地域活性化や観光振興等への貢献にも資するよう、建設候補地をJR支社跡地とし、施設の概要等を定めた「千葉市民会館再整備計画」の策定

- 【文化財保護や活用の取組】
- ・文化財の保存・活用に関する将来的なビジョン等を定めた「千葉市文化財保存活用地域計画」の作成中。
  - ・平成30年度に「特別史跡加曽利貝塚グランドデザイン」を策定。令和3年度には「特別史跡加曽利貝塚新博物館基本計画」をまとめ、令和10年度の開館に向けて、新博物館の整備に着手している。

- 【美術作品のデジタルアーカイブ化】
- ・博物館法の改正に伴い、博物館（美術館）資料を電磁的記録として作成し公開することが、新たな役割として求められていることから、市美術館では所蔵作品のデジタル化に取り組んでいる。
  - ・デジタル化した所蔵作品をオンライン上で広く一般に公開することで、より多くの市民が美術作品を身近に感じられるような機会の創出など、所蔵作品の保存のみならず活用についても積極的に検討を進めている。